

低圧電気料金メニュー

第1条 適用

有限会社あさいガス（以下「当社」といいます。）は小売電気事業者である株式会社エコア（以下「本小売電気事業者」といいます。）が供給する電気に関する需給契約の取次ぎを行っており、当社の電気料金メニュー（以下「料金メニュー」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯、小型機器または動力をご使用のお客さまへ本小売電気事業者が電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニューに定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニューにおいて、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月末日までの期間、2月1日から4月末日までの期間、3月1日から5月末日までの期間、4月1日から6月末日までの期間、5月1日から7月末日までの期間、6月1日から8月末日までの期間、7月1日から9月末日までの期間、8月1日から10月末日までの期間、9月1日から11月末日までの期間、10月1日から12月末日までの期間、11月1日から翌年の1月末日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

2. 貿易統計

関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

3. 季節区分および時間帯区分

（1）季節区分は、次の通りといたします。

イ. 夏季

毎年 7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ. 他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

（2）時間帯区分は、次の通りといたします。

イ. 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ. 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

第3条 料金メニューの変更

1. 当社は、料金メニューを変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニューに定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニューによります。

第4条 契約種別

1 : e-ファミリープラン（契約電流式）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるに該当するものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙 3（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。

(3) 契約電流

契約電流は 20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客様の申し出によって定めます。

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 5（低圧電気料金単価表）にて定める基本料金、電力量料金および別紙 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 2（燃料費調整）別表 A（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 5（低圧電気料金単価表）1. のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって別紙 5（低圧電気料金単価表）1. のとおり算定いたします。

2 : e-ファミリープラン ライト（契約電流式）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるに該当するものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙 3（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。

(3) 契約電流

契約電流は 30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客様の申し出によって定めます。

(4) 電気料金

1 月の料金は、別紙 5（低圧電気料金単価表）にて定める基本料金、電力量料金および別紙 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 2（燃料費調整）別表 A（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 5（低圧電気料金単価表）2. のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって別紙 5（低圧電気料金単価表）2. のとおり算定いたします。

3 : e-ジョブプランF（契約電流式）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるに該当するものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙3（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。

(3) 契約電流

契約電流は30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客様の申し出によって定めます。

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙5（低圧電気料金単価表）にて定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表A（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき別紙5（低圧電気料金単価表）3.のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって別紙5（低圧電気料金単価表）3.のとおり算定いたします。

4：e-ビジネスプランF（契約容量式）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとします、ただし、供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙 3（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。

(3) 契約容量

【主開閉器】

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

・ 単相の場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）/1000 ※単相三線式の場合は 200V とします

・ 三相の場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 /1000

【負荷設備】

契約容量は、以下のとおりお客さまの現在の契約負荷設備容量により、別途一般送配電事業者が定める所定の係数に基づき算定します。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 5（低圧電気料金単価表）4. のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって別紙 5（低圧電気料金単価表）4. のとおり算定いたします。

5：e-ビジネスプランFT（契約容量式）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとします、ただし、供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙 3（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。

(3) 契約容量

【主開閉器】

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

・ 単相の場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）/1000 ※単相三線式の場合は 200V とします

・ 三相の場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 /1000

【負荷設備】

契約容量は、以下のとおりお客さまの現在の契約負荷設備容量により、別途一般送配電事業者が定める所定の係数に基づき算定します。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙 2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 5（低圧電気料金単価表）5. のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって別紙 5（低圧電気料金単価表）5. のとおり算定いたします。

6 : e-パワーユースプランF（契約電力式）

(1) 適用条件

低圧で電気の供給をうけて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用致します。

(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、原則として契約電流(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトともしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙 3 (一般送配電事業者ごとの標準周波数) に定めるとおりといたします。

(3) 契約電力

【主開閉器】

契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

・ 単相の場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) / 1000 ※単相三線式の場合は 200 V とします

・ 三相の場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 / 1000

【負荷設備により定める場合】

契約電力量は、お客さまの契約負荷設備容量により、別途一般電気事業者が定める所定の係数を乗じて算定します。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 5 (低圧電気料金単価表) 6. のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって別紙 5 (低圧電気料金単価表) 6. のとおり算定いたします。

7 : e-パワーユースプランF T S (契約電力式)

(1) 適用条件

低圧で電気の供給をうけて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用致します。

(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、原則として契約電流(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトともしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙 3 (一般送配電事業者ごとの標準周波数) に定めるとおりといたします。

(3) 契約電力

【主開閉器】

契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

・ 単相の場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) / 1000 ※単相三線式の場合は 200 V とします

・ 三相の場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 / 1000

【負荷設備により定める場合】

契約電力量は、お客さまの契約負荷設備容量により、別途一般電気事業者が定める所定の係数を乗じて算定します。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 5 (低圧電気料金単価表) 7. のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって別紙 5 (低圧電気料金単価表) 7. のとおり算定いたします。

ただし、本プランのみ季節区分は次の通りとなります。

イ. 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

□. 他季

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までおよび翌年の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

ハ. 冬季

毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間をいいます。

第 5 条 日割計算

当社は、お客さまが本契約にもとづく電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。

- (1) 当社は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号、同(2)号または第 (3) 号もしくは同 (4) 号または第 2 項 (1) 号、同 (3) 号の場合は、次により料金を算定いたします。
- (a) 基本料金は、別紙 4（日割計算の基本算式）1.(1)により日割計算をいたします。
- (b) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別紙 4（日割計算の基本算式）1.(3)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別紙 4（日割計算の基本算式）1.(2)により日割計算をいたします。
- (c) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別紙 4（日割計算の基本算式）1.(4)により算定いたします。
- (d) 前各号によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号または第 2 項 (1) 号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。また、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(2)号または第 2 項 (1) 号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

附 則

この料金メニューの実施時期

この料金メニューは、2022年5月1日より実施します。

別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の使用電力量とします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日（当社があらかじめお客様に計量日をお知らせした場合は、計量日とし、以下本別紙2において同様とします。）からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記2.の使用電力量に上記1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。

なお、お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合、お客様はすみやかにその旨を当社に申し出いただきます。

別紙2 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格（平均燃料価格Ⅰ、平均燃料価格Ⅱ）

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅰ および平均燃料価格Ⅱは、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格Ⅰ} = A \times \alpha_I + B \times \beta_I + C \times \gamma_I$$

$$\text{平均燃料価格Ⅱ} = A \times \alpha_{II} + B \times \beta_{II} + C \times \gamma_{II}$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha_I, \beta_I, \gamma_I, \alpha_{II}, \beta_{II}, \gamma_{II}$ =別表（燃料費調整単価算出係数等）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価（燃料費調整単価Ⅰ、燃料費調整単価Ⅱ）

燃料費調整単価Ⅰ および燃料費調整単価Ⅱは消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価Ⅰ および燃料費調整単価Ⅱの単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(a) 燃料費調整単価Ⅰ

① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅰが基準平均燃料価格 X_I を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価Ⅰ} = (X_I - \text{平均燃料価格Ⅰ}) \times \text{基準単価Ⅰ} / 1,000$$

② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅰが基準平均燃料価格 X_I を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価Ⅰ} = (\text{平均燃料価格Ⅰ} - X_I) \times \text{基準単価Ⅰ} / 1,000$$

なお、燃料費調整における上限値及び下限値の設定は致しません

(b) 燃料費調整単価Ⅱ

① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅱが基準平均燃料価格 X_{II} を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価Ⅱ} = (X_{II} - \text{平均燃料価格Ⅱ}) \times \text{基準単価Ⅱ} / 1,000$$

② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅱが基準平均燃料価格 X_{II} を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価Ⅱ} = (\text{平均燃料価格Ⅱ} - X_{II}) \times \text{基準単価Ⅱ} / 1,000$$

なお、燃料費調整における上限値及び下限値の設定は致しません

(3) 燃料費調整単価（燃料費調整単価Ⅰ、燃料費調整単価Ⅱ）の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格Ⅰ および平均燃料価格Ⅱ によって算定された燃料費調整単価Ⅰ および燃料費調整単価Ⅱ は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し別表 B（燃料費調整単価適用期間）のとおり適用します。

2. 基準単価（基準単価Ⅰ、基準単価Ⅱ）

基準単価Ⅰは、平均燃料価格Ⅰが1,000円変動した場合の値とし、別表Aに定めるものとします。基準単価Ⅱは、平均燃料価格Ⅱが1,000円変動した場合の値とし、別表Aに定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価Ⅰおよび燃料費調整単価Ⅱを適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = \text{燃料費調整単価Ⅰ} + \text{燃料費調整単価Ⅱ}$$

別表A：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α_I	0.0053
	β_I	0.1861
	γ_I	1.0757
	α_{II}	1.0000
	β_{II}	0.0000
	γ_{II}	0.0000
基準平均燃料価格	平均燃料価格Ⅰ	27,400
	平均燃料価格Ⅱ	52,500
基準単価	基準単価Ⅰ (1キロワット時につき)	13銭6厘
	基準単価Ⅱ (1キロワット時につき)	3厘

別表 B : (燃料費調整単価適用期間)

平均燃料価格 I および平均燃料価格 II 算定期間	燃料費調整単価 I および燃料費調整単価 II 適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間 (6 月分)
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間 (7 月分)
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間 (8 月分)
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間 (9 月分)
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間 (10 月分)
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間 (11 月分)
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間 (12 月分)
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間 (翌年 1 月分)
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間 (翌年 2 月分)
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間 (翌年 3 月分)
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間 (翌年 4 月分)
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間 (翌年 5 月分)

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

別紙3 一般送配電事業者ごとの標準周波数

一般送配電事業者	標準周波数
北海道電力ネットワーク株式会社	50ヘルツ
東北電力ネットワーク株式会社	50ヘルツ ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 は 60 ヘルツ
東京電力パワーグリッド株式会社	50ヘルツ ただし、群馬県の一部は 60 ヘルツ
中部電力パワーグリッド株式会社	60ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ
北陸電力送配電株式会社	60ヘルツ
関西電力送配電株式会社	60ヘルツ
中国電力ネットワーク株式会社	60ヘルツ
四国電力送配電株式会社	60ヘルツ
九州電力送配電株式会社	60ヘルツ

別紙 4 日割計算の基本算式

1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金、または最低月額料金を日割りする場合

1月の該当料金 × (日割り計算対象日数／前回検針日が属する暦日数)

(2) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

各段階料金適用電力量 = 各段階の閾値 × (日割り計算対象日数／前回検針日が属する暦日数)

算定された各段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の上記 1.(1)および(2)にいう前回検針日が属する暦日数は、次のとおり読み替えるものといたします。

(1) 電気の供給を開始した場合

供給開始日の属する月の暦日数といたします。

(2) 本契約が終了した場合

本契約の終了日（解約または解除日を含みます）が属する月の暦日数といたします。

3. 1.から 2.にいう検針日は、当社があらかじめお客様に計量日をお知らせした場合、計量日と読み替えて適用します。

別紙5 低圧電気料金単価表

低圧電力料金単価表

1. 標準メニュー（契約電流式）

e-ファミリープラン

- (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要家様に適用いたします。
(2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
(3) 契約容量 20A以上～60A以下
(4) 契約条件 上記条件の範囲に該当する契約について、以下の単価にて供給致します。

基本料金	単位	料金単価	
契約容量	10Aあたり	297円00銭	
電力量料金	20アンペア	30アンペア	40アンペア以上
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円45銭	17円45銭	17円45銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円05銭	22円36銭	21円21銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円04銭	25円26銭	23円96銭

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます

2. 標準メニュー（契約電流式）

e-ファミリープラン ライト

- (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要家様に適用いたします。
(2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
(3) 契約容量 30A以上～60A以下
(4) 契約条件 上記条件の範囲に該当する契約について、以下の単価にて供給致します。

基本料金	単位	料金単価
契約容量	10Aあたり	285円15銭
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円58銭	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円90銭	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円75銭	

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます

3. 標準メニュー（契約電流式）

e-ジョブプランF

- (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要家様に適用いたします。
(2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
(3) 契約容量 30A以上～60A以下
(4) 契約条件 お客様との協議によって下記単価から値引き金額を決定いたします。

基本料金	単位	料金単価
契約容量	10Aあたり	297円00銭
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円46銭	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円06銭	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円06銭	

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます

4. 標準メニュー（契約容量式）

e-ビジネスプランF

- (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要家様に適用いたします。
- (2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
- (3) 契約容量 6 kVA以上～50 kVA以下
- (4) 契約条件 お客さまとの協議によって下記単価からの値引き金額を決定いたします。

基本料金	単位	料金単価
契約容量	1 kVAあたり	297円00銭

電力量料金	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17円46銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23円06銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26円06銭

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます

5. 標準メニュー（契約容量式）

e-ビジネスプランFT

- (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要家様に適用いたします。
- (2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
- (3) 契約容量 6 kVA以上～50 kVA以下
- (4) 契約条件 お客さまとの協議によって下記単価からの値引き金額を決定いたします。

基本料金	単位	料金単価
契約容量	1 kVAあたり	297円00銭

電力量料金		
昼間時間	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円52銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28円88銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32円82銭
夜間時間	1 キロワット時につき	13円21銭

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます

6. 標準メニュー（契約電力式）

e-パワーユースプランF

- (1) 適用条件 低圧で電気の供給を行い、動力を使用するお客様に適用します。
- (2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
- (3) 契約電力 1 kW以上 50 kW未満
- (4) 契約条件 お客さまとの協議によって下記単価からの、値引き金額を決定いたします。

基本料金	単位	料金単価
契約容量	1 kWあたり	1,012円00銭
電力量料金	夏季	他季
1 キロワット時につき	17円12銭	15円43銭

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます。

7. 標準メニュー（契約電力式）

e-パワーステッププランFTS

- (1) 適用条件 低圧で電気の供給を行い、動力を使用するお客様に適用します。
- (2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
- (3) 契約電力 1 kW以上 50 kW未満
- (4) 契約条件 お客様との協議によって下記単価からの、値引き金額を決定いたします。

基本料金	単位	料金単価
契約容量	1 kWあたり	1,254円00銭
電力量料金		1 円/ kWh
昼間時間	夏季	16円70銭
	他季	14円60銭
	冬季	16円70銭
夜間時間		13円21銭

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます。